

## 第30回記念 羽生市民体育祭開催要項

1. 趣 旨 市民生活の向上と豊かなまちづくりのために、市民ひとりひとりが、「自らの健康は自ら守る」という体力づくり運動を推進し、スポーツ・レクリエーションを通して心身の健全な発達とコミュニティスポーツの普及振興を図り、健康で明るく住みよい地域社会をつくる機会とする。
2. 記念事業 第30回開催を記念し、埼玉県警察音楽隊・カラーガード隊・大東文化大学陸上競技部を招き、音楽演奏、デモンストレーションを行う予定です。
3. 主 催 羽生市 羽生市教育委員会 羽生市体育協会
4. 主 管 羽生市民体育祭実行委員会
5. 後 援 羽生市自治会連合会 公民館連絡協議会  
各地区体育振興会
6. 期 日 平成28年10月23日(日)  
※雨天（グラウンドコンディション不良時）の場合は中止となり、順延はありません。
7. 会 場 羽生中央公園陸上競技場
8. 参加資格 地区対抗・一般種目は羽生市内在住者・在勤者とする。
9. 年齢基準 年齢基準のある種目については、体育祭当日満年齢とする。
10. 競技方法 1) 総合優勝制（地区対抗）をとりいれ、地区対抗種目による合計得点により順位を決定する。  
2) 一般参加種目は、競技ごとの決勝とする。
11. 表 彰 1) 団体（地区対抗）  
※優勝・・・優勝旗 優勝杯 賞状  
※準優勝・・・準優勝杯 賞状  
※第3位・・・第3位杯 賞状  
2) 個人  
一般参加種目（ウルトラクイズを除く）は、参加者全員に参加賞を贈呈する。
12. 対抗地区 ①羽生（みどり） ②新郷（むらさき） ③須影（オレンジ）  
④岩瀬（エンジ） ⑤川俣（きみどり） ⑥井泉（しろ）  
⑦手子林（きいろ） ⑧三田ヶ谷（あか） ⑨村君（みずいろ）

13. 得点方法 1) 地区対抗種目の得点は、19人以下の種目と20人以上に分けて、以下のとおりとする。

|       | 1位  | 2位  | 3位  | 4位  | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 19人以下 | 10点 | 9点  | 8点  | 7点  | 6点 | 5点 | 4点 | 4点 | 4点 |
| 20人以上 | 16点 | 14点 | 12点 | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 4点 | 4点 |

(注) ウルトラクイズについては、競技終了時の残った人数により、順位を決定する。

綱引きについては、1位・16点、2位・14点・3位・11点、以下・5点とする。

- 2) 総合得点は地区対抗種目得点の合計とし、同点の場合は1位の多い地区を上位とする。また、1位の数が同点の場合は2位の数とし、以下はこれに準じて決定する。

14. 参加申込・期限

羽生市教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係

〒348-0052 羽生市東9-1-1

TEL 563-0150 FAX 563-5872

[提出期限] 平成28年10月16日(日)までに必着

15. 競技規則

- 1) 競技は地区対抗種目と一般参加種目とし、対抗種目について指定のナンバーカード・ハチマキを必ずつける。
- 2) 地区対抗種目について、選手は一人2種目まで出場することができる。但し、玉入れ・なわとび・むかでリレー・ウルトラクイズ・大玉送り・綱引き・人間輪くぐりは除く。
- 3) 選手の集合は選手集合所を設け、出場種目の2種目前に集合しその場所において選手(チーム)の点呼を行う。遅れた選手・チームは棄権とみなす。ただし、なんらかの理由(事故等)により、遅れた場合には審判長の判断にゆだねる。
- 4) 選手の変更は、競技開始1時間前までに所定用紙に記入のうえ大会本部に申し出る。(選手変更届が必要な種目は、二人三脚リレー・グラウンドゴルフ・障害物リレー・ゲートボール・小学生対抗リレー・女子地区対抗リレー・男子地区対抗リレーとする。)
- 5) 競技判定の異議申し立ては、団長が次の競技が始まる前に行うものとし、それ以降については受け付けない。
- 6) スパイク(ソフト・サッカーも含む)・綱引での手袋の使用を禁止する。また、はだしでの競技参加を禁止する。
- 7) トラック内の無理な追越し、応援の人の伴走は禁止する。
- 8) 以上の規則以外のことについては、細則及び陸上競技規則に準じ審判長の判断による。